

[研究ノート]

# アディクションと虐待

—石川教授の思い出を含んで—

Addiction and Abuse

吉 村 公 夫

Kimio YOSHIMURA

---

*Studies in Humanities and Cultures*

---

No. 22

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 22号  
2014年12月

**GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES**

NAGOYA CITY UNIVERSITY  
NAGOYA JAPAN  
DECEMBER 2014

[研究ノート]

## アディクションと虐待

—石川教授の思い出を含んで—

### Addiction and Abuse

吉村公夫  
Kimio YOSHIMURA

**要旨** 本稿は、先に亡くなった石川教授の追悼の意味を込めて、教授の関心テーマだった、アディクションと虐待について、私筆者が考える事柄を述べる、essayである。

**キーワード**：石川教授、依存症、法令遵守、職業倫理

アディクション、依存症について、石川教授との会話では、アルコール依存症や薬物については出てきた記憶はあるが、その他の依存症については、話をきいた覚えがない。

現在、マスメディアを賑わしている、「脱法ハーブ」、「脱法ドラッグ」、今は「危険ドラッグ」と言い換えられているが、教授が元気であったら、発言されていたらと思う。

喫煙については、依存症に入れていいのか、議論の分かれるところだが、病院に「禁煙外来診療」が設けられる今日、やはりアディクションに含まれるだろう。石川教授と私が勤務する、名古屋市立大学病院にも、禁煙外来が設置されている。設置されるに当たって、病院のある川澄キャンパスはもとより、離れている滝子キャンパス（山の畑キャンパス）も、禁煙にされた。しかも、公示から1年も経たないうちに実施された。

病院の関係者と大学関係者なら、大学の教職員の喫煙のアディクションに、もっと慎重に、かつ医療関係者として取り組むべきではなかったかと思う。

虐待については、石川教授は、児童虐待だけでなく、家庭内での女性に対する虐待についても言及していた。

石川教授は、「子どもの虐待防止ネットワーク・あいち」（略称：CAPNA）の会員で、CAPNAでの取り組みを学会等で発表されていたりした。CAPNAは、現在、特定非営利活動法人である。

私は、本学名古屋市立大学に来る前の大学での同僚が、CAPNAの活動メンバーだったり、名

市大の人文社会学部に来て、保育士課程の社会福祉論の担当になったので、保育所を含めた児童福祉施設での保育士としては、児童虐待の児童に出会うことと、保育士として虐待していけないということを話すために、CAPNAの会員になった次第である。

また、設立されてまだ時間の経っていない、子ども虐待防止学会の研究大会が博多で、2004年12月に開催され、私は全体会の報告を聞きに、石川教授は発表に出かけて、博多の会場で会ったりした。昼食のお弁当を共にしようと思ったが、会場で落ち合ったゼミ生と卒業生が、「来る時、空港の待合室で、石川先生とずいぶん話をしたので、今日は先生と話を」と言われ、お弁当は別会場で食べることになった。

今夏、名古屋で、児童虐待の国際会議が開催されたが、石川先生が元気なら、発表していたと思う。

事件としては、児童虐待の事件ではないが、7月26日に起きた、佐世保市での高校1年生が同級生を殺害した事件、逮捕された生徒の親が、事件前日の夕方、長崎県の児童相談所に相談を電話していたと報じられている。<sup>注1</sup>

新聞報道によると、親は、その生徒を診察した精神科医の助言を受けて、児童相談所に連絡をしたようだ。しかし、担当者不在として話ができなかったとある。現在、各県の児童相談所は、児童虐待への対応で、24時間体制のはずだが。

誌面は続けて、女子生徒が4月から一人暮らしをしていたのは、精神科医の勧めだったと書いている。

高校生を診察しているところを見ると、この精神科医は、児童精神科医かもしれない。

ここで取り込まれるべきだったのは、父親から離して、高校生を一人暮らしにするのではなく、精神科医としては、児童相談所に連絡すべきだったこと。また、子どもを一人暮らしにすることは、児童虐待に当たるかもしれないと考えるべきだったことである。

もし児童精神科医ならば、もっと児童虐待に敏感であるべきだった。児童を取り巻く関係者の鈍さが目に余る。以前も、大阪府の八尾市での虐待死の後、生徒が通っていた学校の校長が、テレビのインタビューで、「顔に殴られたような痣がありました」と答えていたが、この発言は、児童虐待の防止等に関する法律に対する理解がないと思われても仕方がない。

児童虐待の防止等に関する法律の第五条に、「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と記されている。

学校の教職員は、さらに、同法第五条第3項に、「学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止の教育又は啓発に努めなければならない」と定められている。早期発見だけでなく、防止の教育や啓発をしないといけない立場なのに、発見すら、行っていない。

児童虐待についての認識の低さ、専門家としての自覚の低さ、さらには法令遵守の姿勢に欠けていると思われる。

もともと、先述した博多で開催された子ども虐待防止学会の研究大会（2004年12月）で、厚生労働省や文部科学省などの役所の取り組みの報告で、最高裁判所の事務局が、最高裁として今年度からの取り組みとして、報告したのが、裁判官への児童虐待についての研修であったことから<sup>注2</sup>、児童虐待に関係する専門家にも、学習の機会を与えないといけないということが理解されるが、児童虐待の防止等に関する法律は2000年に公布されているので、研修、学習の機会は十分あったと思われる。

2000年の公布以後、児童虐待の防止等に関する法律は、今日まで何回か改正されてきた。比較的早い時期に、何かの折に、石川教授と米国のように専門職に罰則規定を設けるべきなのかと、言葉を交わした記憶がある。

法令による規制の前に、専門家・専門職として自覚、職業倫理による自己規制が必要と思うが、

大学院の課題研究科目の授業合間か、あるいは一時期一緒になった国立名古屋病院附属看護学校での講師控室だったかで、私が、作家井上ひさしの小説を学生に紹介していると言ったら、石川教授は、私は井上ひさしは嫌いです。と応答が返ってきて、その後、井上は、奥さんに暴行をくり返していたのでと話していた。<sup>注3</sup>

6月に名古屋市教育委員会の子ども応援室から、人文社会学部の教員との意見交換に、来校があった。この折も石川教授が同席されていた。やはり、元気ならば活躍が期待されるところである。

名古屋市子ども応援委員会は、本年（2014）4月から、名古屋市内を11ブロックに分け。その11ブロックの中学校に1つの子ども応援委員会が設置された。この子ども応援委員会は、4つの職種、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアドバイザー、スクールポリスを配置したものである。しかも、スクールポリスを除いて、任期つきながら、常勤である。カウンセラー、ソーシャルワーカーが配置されている地方自治体でも、非常勤が一般的である。

雇用条件において、画期的である。と同時に、4職種を配置した点が画期的である。4職種は<sup>注4</sup>、他に例を見ないだけに、4職種間の連携が今後の課題になってくる。うまく成功すれば、「名古屋方式」として、他のモデルになるだろう。現在のところ、教師（学校）とカウンセラー、教師（学校）とソーシャルワーカー、カウンセラーとソーシャルワーカーの連携については、事例を蓄えられ始めたが、4職種ははじめての試みで、苦勞も多いことが予想される。カウンセラーやソーシャルワーカーの専門性、それぞれの職業倫理と行動規範、それぞれがそれを押し頂いて仕事をしていくと連携がうまくいかないように思う。最終的には、「子どもの最善の利益は何か」に立って、子どもを支援していくことだろう。

## 注

1. 中日新聞8月4日付け27面。
2. 児童虐待の防止等に関する法律の成立に、大きく貢献したとされる、NHKの番組「子どもをどう救うのか」1999年11月12日放映で、判定課長が明らかに虐待だから、今すぐに保護すべきとの主張に対して、児童相談所の次長は「確かな証拠」がないとして、保護を見送ることにした。家庭裁判所での裁判に勝つには確かな証拠がいるということでの反対であった。裁判での確かな証拠だけではなく、裁判官が児童虐待に明るくないという事態。
3. 私が、井上ひさしの小説を授業で言及するのは、彼が子ども頃、養護施設に入っていたことを踏まえて、作品に反映しているもので、特に、『十二人の手紙』に収められている作品「桃」である。その中に書かれている白百合天使園園長の養育（養護）方針である。「自分の境遇をまずしっかり把握すること。そして決して悲観しないこと。次に、自分が頼りにできるのは自分だけなのだから、自分をすこしでも強くし、自分の質をすこしでも向上させ、自分を自分のためにとても頼り甲斐のある人間にすること」（井上ひさし著『十二人の手紙』中央公論社、文庫、pp.151～2、昭和55年刊）。
4. 4職種の職務内容は、「スクールカウンセラーは、臨床心理士等の専門的知識・経験を活かし、心理教育等の観点に基づいた学校生活全般に対する援助や児童生徒・保護者・教職員への相談対応を行います。スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士等の福祉の専門的知識・経験を活かし、児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関との連携を図ります。スクールアドバイザーは、学校に対する外部からのご意見への対応や地域との連絡調整を行います。スクールポリスは、元警察官が学校内外の見守り活動や必要に応じた警察との連携を図ります。」名古屋市教育委員会子ども応援室編「なごや子ども応援委員会」パンフレットより。

付記、私は石川教授と大学院のジェンダー・人権・福祉の課題研究科目で一緒だった。大学院生の報告や教員とのやりとりでの機会の他は、打ち合わせや文中記した機会であり、教授と共同研究をして来てはいない。また教授の諸論文を、その研究方法を自家薬籠にするために読んで来てもない。そのため、今回は、思い出を絡めての私の意見・考えを述べたものでしかないことをお断りしておく。教授の早すぎた逝去は、ほんとうに残念だ。